

宮崎市うつ病等医療連携システム推進事業
かかりつけ医と精神科医の
連携促進手引書



宮崎市

はじめに

我が国の自殺死亡者数は、平成19年以降減少していましたが、依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、自殺者数は増加に転じています。

また、宮崎県の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、全国平均を上回っており、令和4年は都道府県別で比較すると、全国で3番目（九州では1番目）に高い状況です。

自殺は、個人的な問題としてのみ捉えるべきでなく、その背景に経済問題や健康問題、家庭問題などさまざまな社会的要因があり、健康問題については、その約4割がうつ病に関連するといわれています。

うつ病は、不眠、食欲不振、倦怠感等の精神症状を主症状としますが、頭痛や肩こり、胃の不快感といった身体症状で表れることもあり、患者の多くが専門医である精神科以外のかかりつけ医を受診されます。かかりつけ医が心身の変調にいち早く気づき、必要な助言を行い、精神科医療機関と連携し適切な医療の提供を行うことが有効であると考えられています。

このため宮崎市では、かかりつけ医と精神科医の連携を強化し、うつ病等の精神疾患を疑う患者の早期発見・早期治療を目的として、「宮崎市うつ病等医療連携システム推進事業検討会」を開催し、連携方法についての本手引書や患者様説明シート、診療情報提供書を作成しています。

既に同様の連携事業を開始している自治体では、精神科専門医への適切な紹介により、患者の精神症状に改善があったと報告があり、ひいては自殺対策につながるものと思われます。

なお、事業の開始当初は、うつ病患者のみを早期に治療につなげることを目的にしましたが、うつ病だけでなく、他の精神疾患が疑われ、精神科への紹介を優先すべきケースについても本システムを活用する提案があり、「うつ病等」という名称としています。

宮崎市において、「うつ病等医療連携システム」が稼動し、かかりつけ医と精神科医のネットワークが形成され、市民の皆様の精神科医療機関への理解が深まり、うつ病をはじめとする精神疾患の治療体制が強化されますことを期待しております。

令和6年4月

宮崎市保健所長

目 次

1	目的	1
2	かかりつけ医と精神科医の役割分担	1
3	かかりつけ医から精神科医への紹介基準	1
4	精神科紹介時の患者への説明事項	2
5	紹介の方法	2
6	精神科医からかかりつけ医への診療情報提供について	3
7	かかりつけ医と精神科医の連携図	3

参考資料

• SDS (うつ性自己評価尺度)	5
• 宮崎市内 精神科病院一覧	6
• 宮崎市内 精神科診療所一覧	7
• こころの電話帳—宮崎市版—	8
• 様式1 うつ病等連携 診療情報提供書	12
• 診療報酬	13
• うつ病等医療連携システム推進事業検討委員名簿	17

※参考資料は、令和5年度時点の内容です。

1 目的

このシステムは、かかりつけ医と精神科医の連携方法を明確にし、うつ病等の精神疾患を疑う患者の早期発見・早期治療につなげることを目的とする。

2 かかりつけ医と精神科医の役割分担

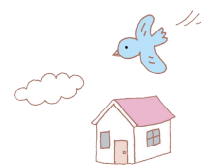
- (1) かかりつけ医は、うつ病等の精神疾患を疑う患者の早期発見・早期治療に結びつけるため、重症度に応じてタイムリーに精神科を紹介する。なお、身体疾患の治療を継続しつつ、かかりつけ医で治療可能なうつ病であれば、精神科医のアドバイスを受けながら抗うつ剤等による治療を実施する。
- (2) 精神科医は、かかりつけ医から紹介された患者を診断し、かかりつけ医で治療可能なうつ病であれば、かかりつけ医に適宜アドバイスを行う。かかりつけ医で治療困難なうつ病であれば、精神科での治療を継続し、治療状況等をかかりつけ医に適宜報告する。

3 かかりつけ医から精神科医への紹介基準

下記 10 項目に該当する患者については精神科へ優先的に紹介を検討。うつ病を疑う患者については、中等度以上や重症のうつ病、2 か月後も改善がみられない場合や悪化する場合は、精神科医への紹介が望ましい。なお、うつ病の重症度について判断に苦慮する場合や、うつ病の尺度が必要な場合はスクリーニングを実施しても良い。

(1) 精神科への紹介を優先的に考えた方がよい場合

- ①自殺念慮が高度な患者
- ②不安・焦燥が著しい患者
- ③幻覚・妄想、気分変調（混合状態）を伴う患者
- ④他の精神障害（パーソナリティ障害、不安障害、強迫障害等）を伴っている患者
- ⑤アルコール依存症や薬物乱用を伴う患者
- ⑥過去に著しい躁状態の既往のある患者
- ⑦診断に苦慮する患者（例えば認知症との鑑別が難しい等）
- ⑧SSRI、SNRI を投与しても症状が改善しない患者
- ⑨妊娠中のうつ病や産後うつ病など薬物療法に特別な配慮が必要な患者
- ⑩軽症だが、長期にうつ状態が続いている患者



(2) うつ病を疑う方（スクリーニング対象）

- ①不眠が2週間以上継続している患者
- ②身体症状（食欲不振・倦怠感・頭痛・腰痛等）があり、かつ不眠が続いている患者

(3) 必要に応じてうつ病スクリーニングの実施

実施前には患者に「ストレスがたまっている可能性がありますので、その様子を確認してみましょう」など、スクリーニングの必要性を説明する

－日本版 SDS の活用について－（参考資料 P5）

- ① 50点以上の場合、精神科医に紹介。
- ② 50点未満の場合で、かつ、うつ病が疑われる場合、抗うつ剤の治療を2か月継続し、症状の改善がみられない場合や、増悪がみられる場合には精神科医に紹介。

- ・ SDS は診療報酬の請求ができる。（D285 認知機能検査その他の心理検査 80点）
- ・ 著作権があるので、使用するためには検査表を購入する必要がある。

4 精神科紹介時の患者への説明事項

患者に精神科受診をすすめるときは、患者の気持ちを和らげながら、必要な受診や支援につながるよう配慮する。

（1）精神科受診をすすめる際のポイント

- ① 「心の不調があるかもしれないので、専門家に診てもらいましょう」など、精神科を受診する必要があること。
※精神科医療機関一覧は、参考資料P0
- ② 心の病気は誰もがかかる可能性があること。
- ③ うつ病であれば、薬での治療が有効であること。
- ④ 精神科を受診した後も身体疾患については引き続き一般診療科で治療可能であり、うつ病の治療についても安定したら一般診療科でも対応可能であること。

（2）精神科受診に抵抗がある場合

- ① 患者が精神科への受診に抵抗がある場合は、本人の同意を得たうえで家族に受診の必要性を説明し、協力を得る。
- ② 必要に応じて、相談機関（保健所・保健センター、地域包括支援センター、県精神保健福祉センター等）を紹介する。

※相談機関一覧は、「こころの電話帳-宮崎市版-」を参照。（参考資料P8～11）

5 紹介の方法

（1）かかりつけ医は、紹介先精神科医療機関に電話し、診療情報提供書を作成。

- ① 受診主訴・症状経過・検査結果・治療経過（投薬内容等）
- ② 症状
- ③ 生活状況（ストレスの状況）
- ④ その他（既往歴、家族歴等）

（2）精神科医療機関は、電話で得た状況から受診の必要性や緊急度を判断し、受診予約を入れる。

（3）かかりつけ医は、患者に精神科医療機関への受診日を伝える。

※【診療情報提供料】250点、【精神科医連携加算】200点（但し、紹介した1月間以内）
又は【こころの連携指導料（I）】350点（令和4年度新設）

・診療情報提供書の様式は問わない

※「うつ病等連携 診療情報提供書（様式1）」（参考資料P12）を使用する場合のデータについては、宮崎市ホームページからダウンロードが可能

・診療報酬及び加算については、参考資料P13～18に掲載

6 精神科医からかかりつけ医への診療情報提供について

診療した精神科医は、初回診察終了後、診察の状況をかかりつけ医に報告する。

かかりつけ医に継続して通院している場合は、病状の変化などに応じて、治療経過を報告し、連携をとることを心がける。

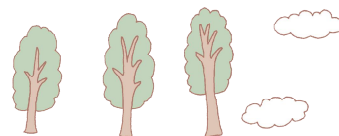
（1）精神科医からかかりつけ医への診療情報提供（返信）

①診断名

②症状

③治療計画及び処方内容

④その他



（2）かかりつけ医への逆紹介

うつ病は、治りやすい反面、再発・繰り返しも多いので、長期にわたる治療継続が望ましい。ある程度、精神科の専門治療が終結し、かかりつけ医での対応が可能となった場合は、かかりつけ医と十分に協議のうえ、処方を含めて、外来継続治療をお願いすることを検討する。逆紹介をした後は、年に1回でも精神科医の診察を受けてもらい、かかりつけ医に病状や処方へのアドバイスをする等、互いに診療の確認を行う。

※【連携強化診療情報提供料】150点

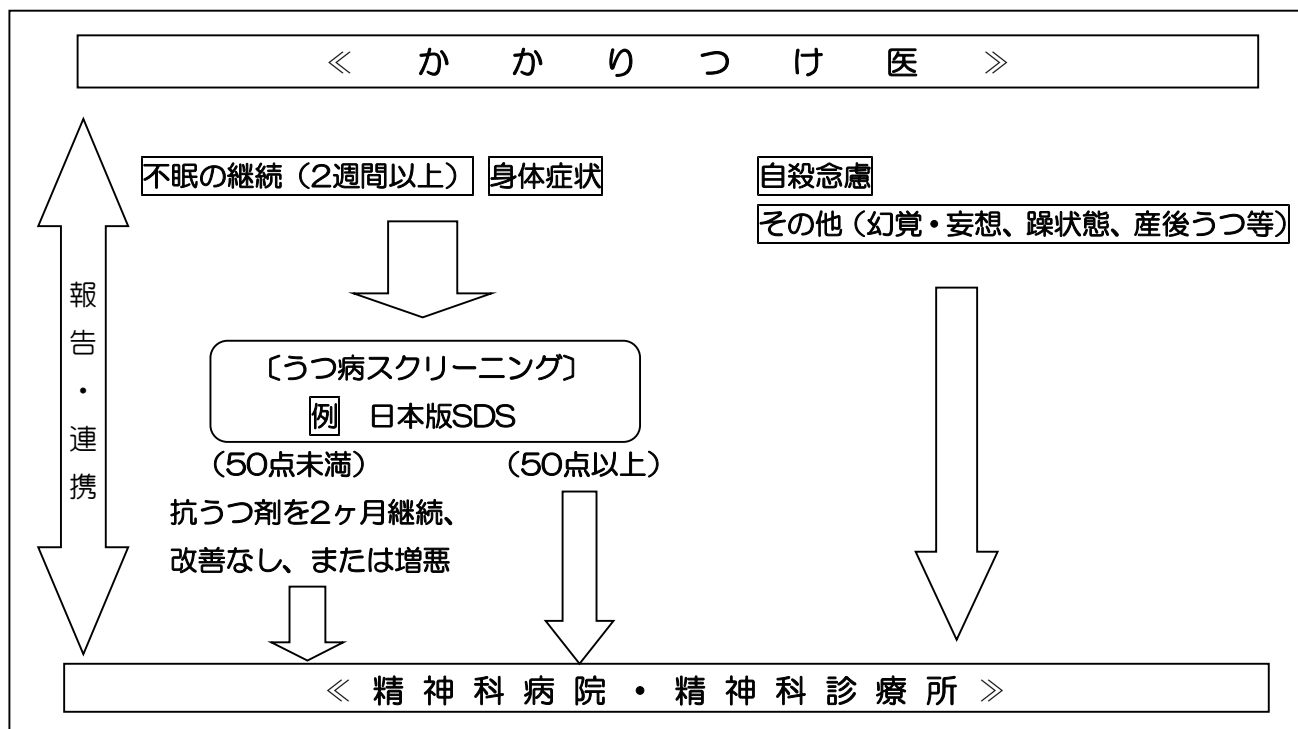
又は【こころの連携指導料（Ⅱ）】500点（令和4年度新設）

（3）保健所への報告等

かかりつけ医と精神科医の連携状況を把握し、より効果的な事業の検討を行うために保健所が調査やアンケートを行う場合があります。その際は、ご協力をお願いします。

7 かかりつけ医と精神科医の連携図

【かかりつけ医と精神科医の連携図】



SDS(うつ性自己評価尺度) (self-rating depression scale)

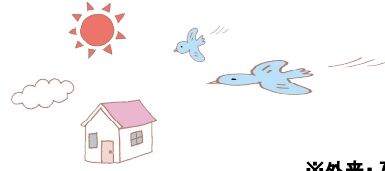
(原原著者:W.W.K.Zung 日本版作成:福田一彦 小林重雄)

- * Zung WWK(1965年)により考案された抑うつ尺度SDS(Self-rating Depression Scale)で20項目の質問からなり、いずれも4段階評価(いつも、しばしば、ときどき、めったにない)を行うものである。
- * Zungによればアメリカ人のSDS平均値は健常者26点、神経症患者46.2点、うつ病患者で59点を示し、うつ病ないうつ状態で高得点を示すことが明らかにされている。
- * 本邦では福田らの判定で40点未満は「抑うつ状態はほとんどなし」、40点台で「軽度の抑うつ性あり」、50点以上で「中等度の抑うつ性あり」と判定されている。
一般臨床においてSDS 50点以上になるとうつ傾向があると判断する。
- * 医科診療報酬点数80点(区分D285-1)が認められている。

項目番号		抑うつ状態像因子	応答欄(評価点)			
			めったにない	ときどき	しばしば	いつも
1	気が沈んで憂うつだ	憂うつ、抑うつ、悲哀	1	2	3	4
2	朝がたは いちばん気分がよい	日内変動	4	3	2	1
3	泣いたり 泣きたくなる	啼泣	1	2	3	4
4	夜よく眠れない	睡眠	1	2	3	4
5	食欲は ふつうだ	食欲	4	3	2	1
6	まだ性欲がある (異性に対する関心がある)	性欲	4	3	2	1
7	やせてきたことに 気がつく	体重減少	1	2	3	4
8	便秘している	便秘	1	2	3	4
9	ふだんよりも 動悸がする	心悸亢進	1	2	3	4
10	何となく 疲れる	疲労	1	2	3	4
11	気持ちは いつもさっぱりしている	混乱	4	3	2	1
12	いつもとかわりなく 仕事をやれる	精神運動性減退	4	3	2	1
13	落ち着かず じっとしていられない	精神運動性興奮	1	2	3	4
14	将来に 希望がある	希望のなさ	4	3	2	1
15	いつもより いらいらする	焦燥	1	2	3	4
16	たやすく 決断できる	不決断	4	3	2	1
17	役に立つ 働ける人間だと思う	自己過小評価	4	3	2	1
18	生活は かなり充実している	空虚	4	3	2	1
19	自分が死んだほうが ほかの者は 楽に暮らせると思う	自殺念慮	1	2	3	4
20	日頃していることに 満足している	不満足	4	3	2	1

* SDS うつ性自己評価尺度の著作権は株式会社三京房に属します。
利用される際は、下記までご連絡下さい。(研究利用、診断やスクリーニングなどの臨床利用など個人の範囲を超えて第三者に使用する場合)
TEL:075-561-0071 E-mail: order3@sankyobo.co.jp

◆宮崎市 精神科標榜のある病院一覧



※外来・入院(精神科病床)がある医療機関

	病 院 名	電話番号	郵便番号	住 所	地 区	備 考
1	井上病院	39-5396	880-0123	宮崎市大字芳士80番地	住吉	
2	古賀総合病院	39-8888	880-0041	宮崎市池内町数太木1749番地1	大宮	
3	高宮病院	24-5678	880-0841	宮崎市吉村町大町甲1931番地	檜	
4	若草病院	28-2801	880-0804	宮崎市宮田町7番37号	中央東	
5	県立宮崎病院 (精神医療センター)	24-4181	880-8510	宮崎市北高松町5番30号	小戸	
6	宮崎若久病院	51-1548	880-0945	宮崎市福島町寺山3147番地	大淀	
7	宮崎東病院	56-2311	880-0911	宮崎市大字田吉4374番地1	赤江	児童精神科
8	野崎病院	51-3111	880-0916	宮崎市大字恒久5567番地		
9	ピア・ささき病院	73-1811	880-0211	宮崎市佐土原町下田島21230番地	佐土原	
10	宮崎大学医学部附属病院 (精神科)	85-1510	889-1692	宮崎市清武町木原5200番地	清武	

(令和5年3月 宮崎市保健所健康支援課)

◆宮崎市内 精神科標榜のある一般診療所一覧



※外来がある医療機関

	診療所名	電話番号	郵便番号	住所	地区	※外来がある医療機関	
						精神科	心療内科
1	どんぐりこども診療所	62-0999	880-0835	宮崎市阿波岐原町竹割2034番地1	檉	○(小児)	
2	あいクリニック	25-0085	880-0879	宮崎市宮崎駅東1丁目6番地7		○	○
3	ウエダメンタルクリニック	88-1144	880-0841	宮崎市吉村町南田甲1086-1		○	○
4	中村クリニック	32-7830	880-0806	宮崎市広島1丁目17番21号 ポレスターアーバンシティ広島1F	中央東	○	○
5	のぞみメンタルクリニック	23-5775	880-0805	宮崎市橘通東2丁目1番1号 SKビル201号室		○	○
6	みよしクリニック	35-1100	880-0001	宮崎市橘通西1丁目5番3号		○	○
7	タヅメクリニック	62-2233	880-0865	宮崎市松山2丁目23番2号		○	○
8	大空クリニック	080-1747-1616	880-0865	宮崎市松山2丁目2番6号		○	
9	いわきりこころのクリニック	64-9910	880-0007	宮崎市原町5番12号	中央西	○	
10	近間クリニック	24-6662	880-0031	宮崎市船塚1丁目2番地		○	
11	まつうら心の診療所	77-6222	880-0032	宮崎市霧島2丁目130番地 2階		○	○
12	龍水クリニック	86-8006	880-0941	宮崎市北川内町乱橋3628番地3	大淀	○	○
13	こごうメンタルクリニック	55-1777	880-0905	宮崎市中村西3丁目2番33号		○	○
14	早稲田クリニック	53-3030	880-0933	宮崎市大坪町西六月2197番地1		○	○
15	こころとからだ診療所	53-2335	880-0904	宮崎市中村東1丁目7番1号		○	
16	さくらクリニック	30-1003	880-0211	宮崎市佐土原町下田島字天神7851番地4	佐土原	○	○
17	福永内科神経科医院	85-6006	889-1605	宮崎市清武町加納1丁目29番地2	清武	○	○
18	よつば加納クリニック	71-3478	889-1605	宮崎市清武町加納字西迫乙341番地1		○	○
19	あけぼの診療所	74-5600	889-1703	宮崎市田野町あけぼの2丁目5番地1	田野	○	

(令和5年3月 宮崎市保健所健康支援課)



ひとりで悩まないで！だれかに話してみませんか
こころの電話帳—宮崎市版—



最新のこころの電話帳は、市のホームページに随時掲載しています

【相談日や時間等については、変更する場合がありますので、詳細は各機関にお問い合わせください】

1. こころの健康 についての相談	宮崎市保健所 地域保健課	※お住まいの地区の担当保健センターにご相談ください。 月～金* 8:30～17:15	
	※中央保健センター	0985-29-5281	中央東・中央西・小戸・大宮・東大宮・櫛 地区
	※総合福祉保健センター(江南)	0985-52-1506	大淀・大塚・大塚台・生目台・赤江 地区
	※佐土原保健センター	0985-73-1115	住吉・佐土原 地区
	※田野保健センター	0985-86-0117	田野 地区
	※高岡福祉保健センター「穆園館」	0985-82-5294	小松台・生目・北・高岡 地区
	※清武保健センター	0985-85-1144	本郷・木花・青島・清武 地区
	宮崎市保健所 健康支援課	0985-29-5286	月～金* 8:30～17:15
	宮崎県精神保健福祉センター	0985-27-5663	月～金* 8:30～17:15
	こころの電話	0985-32-5566	月～金* 9:00～19:00

2. 自殺について の相談	NPO法人宮崎自殺防止センター	0985-77-9090	日・月・水・金 20:00～23:00 (年中無休)
	NPO法人東京自殺防止センター	03-5286-9090	月 22:30～翌2:30 火 17:00～翌2:30 水・木・金・土・日 20:00～翌2:30 (年中無休)
	宮崎いのちの電話	0570-783-556 0985-89-4343	月・水・金 21:00～翌4:00 (年中無休) 日・火・木・土 18:00～翌4:00
	自殺予防いのちの電話	0120-783-556	毎日 16:00～21:00 (年中無休) 毎月10日 8:00～翌8:00
	大分いのちの電話	097-536-4343	年中無休 24時間対応
	熊本いのちの電話	096-353-4343	年中無休 24時間対応
	鹿児島いのちの電話	099-250-7000	年中無休 24時間対応

3. 多重債務(借 金問題)、契約トラ ブル等について の相談	宮崎市消費生活センター	0985-21-1755	月～金* 8:30～17:00 ※電話相談は9:00～12:00、13:00～16:00
	宮崎県消費生活センター	0985-25-0999	月～土* 9:00～17:00 (受付16:30まで) ※来所相談は予約制、土曜日は電話相談のみ
	宮崎県消費者金融相談所	0985-26-7100	月～金* 10:00～17:00
	法テラス宮崎 (日本司法支援センター宮崎地方事務所)	0570-078367	月～金* 9:00～17:00
	宮崎県弁護士会	0985-22-2466	水曜日 13:30～16:30 ※全般的な法律相談も実施
	宮崎県司法書士会	0120-96-9657	月～金* 9:00～12:00、13:00～16:00
	宮崎財務事務所 多重債務相談窓口	0985-42-7524	月～金* 9:00～12:00、13:00～17:00

4. 就労について の相談	宮崎公共職業安定所(ハローワーク宮崎)	0985-23-2245	月～金* 8:30～17:15
	ハローワークプラザ宮崎	0985-62-4141	・一般相談窓口 月～金* 9:30～18:00 土* 10:00～17:00 ・新卒応援ハローワーク 月～金* 9:30～18:00 ・マザーズコーナー 月～金* 9:30～17:00 ・宮崎わかもの支援コーナー 月～金* 9:30～18:00
	宮崎わかもの応援ハローワーク 宮崎駅前コーナー	0985-61-6201	月～土* 9:15～18:00
	みやざき若者サポートステーション/ サポステ・プラス	0985-25-4345	月～金* 9:00～16:00 ※就労を目指す15歳～49歳までの求職者を対象
	みやざき障害者就業・生活支援センター	0985-63-1337	月～土* 10:00～17:15

*祝日、年末年始を除く



5. 働く人の健康 管理の相談	宮崎産業保健総合支援センター	0985-62-2511	月～金* 8:30～17:15
6. 中小企業に対 する金融相談	宮崎市 産業政策課	0985-21-1792	月～金* 8:30～17:15
	宮崎県商工政策課経営金融支援室	0985-26-7097	月～金* 8:30～17:15
7. 女性の心身に 関する相談	不妊専門相談センター ウイング (不妊症・不育症に関する相談)	0985-22-1018	月～金* 9:30～15:30
	女性専門相談センター スマイル (女性の心身に関する相談)	0985-28-2668	月～金* 9:30～15:30
	あいので宮崎 ～にんしん・女性の健康SOS～ (思いがけない妊娠や女性の性・健康の相談)	080-8553-1010	火・木 17:00～20:00 (受付19:30まで) 第2・4土 14:00～17:00 (受付16:30まで) ※年末年始は休み、祝日可 E-mail: ainote1010@docomo.ne.jp
8. 離婚、DV、女 性被害等につ いての相談	宮崎市役所 女性相談室	0985-21-1779	月～金* 9:00～17:15
	宮崎県女性相談所 (配偶者暴力相談支援センター)	0985-22-3858	月～金* 9:00～20:30 土・日* 9:00～15:00
	性犯罪相談ダイヤル (性被害に関する相談)	0985-31-8740 短縮ダイヤル(#8103)	年中無休 24時間対応
	女性の人権ホットライン(宮崎地方法務局)	0570-070-810	月～金* 8:30～17:15 ※時間外は留守番電話対応
	えむコール (DV、デートDV、性暴力等に関する相談)	0985-89-5243	日・月 10:00～17:00 (年末年始を除く)
9. エイズ・性感染 症に関する相談	エイズ・性感染症相談 (宮崎市保健所)	0985-23-7333	月～金* 8:30～17:15
10. 生活安全や 犯罪被害に関 する相談	(公社)みやざき被害者支援センター	0985-38-7830	月～金* 10:00～16:00
	性暴力被害者支援センター さぼーとねっと宮崎	0985-38-8300	月～金* 9:00～17:00 ※時間外は国の夜間コールセンターが対応
	警察安全総合相談窓口	0985-26-9110 短縮ダイヤル(#9110)	月～金* 8:30～17:15
	悪質金融相談	0985-22-5050	月～金* 9:00～15:45
	悪質商法110番	0985-22-8080	
	暴力団関係相談電話(警察本部)	0985-27-7110	月～金* 8:30～17:15
11. 少年の非 行・いじめ等に関 する相談	宮崎県警察本部ヤングテレホン	0985-23-7867	月～金* 8:30～17:15
	宮崎北警察署ヤングテレホン	0985-28-7874	年中無休 24時間対応
	宮崎南警察署ヤングテレホン	0985-51-7373	年中無休 24時間対応
	高岡警察署ヤングテレホン	0985-82-3749	年中無休 24時間対応
12. 子どものこと (子育て、虐待な ど)に関する相談	宮崎市役所 子ども家庭支援課	0985-21-1766	月～金* 8:30～17:15
	宮崎市ヤングケアラー相談電話 (愛称:カモミル)	0985-40-2231	月～金* 8:30～17:15 ※時間外は録音対応となります。
	子ども家庭支援センターつぼみ	0985-78-3737	年中無休 8:00～21:00 ※来所・訪問相談は要予約
	児童相談所相談専用ダイヤル	0570-783-189	年中無休 24時間対応
	児童相談所虐待対応ダイヤル	189 (無料)	年中無休 24時間対応

*祝日、年末年始を除く



13. 発達障がいに関する相談	宮崎県中央発達障害者支援センター	0985-85-7660	月～金* 9:00～17:00
14. 学校生活や学校教育などに関する相談	宮崎市教育相談センター (市立小中学校が対象)	0985-23-1053	月～金* 9:00～16:00 ※来所・訪問相談は要予約
	なやむなテレホン	0985-22-7867	月～金* 8:30～16:30 (水のみ8:30～20:00) E-mail:45seisyou@city.miyazaki.miyazaki.jp
	24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310(無料)	年中無休 24時間対応
15. ひきこもり、不登校などに関する相談	宮崎県子ども・若者総合相談センター「わかば」	0985-41-7830 (18歳以下無料 0120-730-130)	月・火・水・金・土* 10:00～17:00
	不登校・引きこもりのこどもを持つ親の会 コスモス会	090-8661-7114	E-mail:cosmoskai_miyazaki@yahoo.co.jp ※上記にメールください
	宮崎県ひきこもり地域支援センター	0985-27-8133 0985-44-2411	月～金* 8:30～17:15
	宮崎市自立相談支援センター「これから」 (ひきこもりに関する相談)	0985-42-9239	月～金* 9:00～17:00
16. 子どもの人権についての相談	子どもの人権110番 (宮崎地方務局)	0120-007-110(無料)	月～金* 8:30～17:15 ※時間外は留守番電話対応
	子どもの権利ホットライン (宮崎県弁護士会)	0985-23-6112	毎月第1・3月* 16:00～17:30
17. 子ども専用相談	チャイルドライン (18歳までの子どもの専用電話)	0120-99-7777(無料)	毎日(年末年始を除く) 16:00～21:00
	24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310(無料)	年中無休 24時間対応
18. 大切なお子様を亡くされた方の相談窓口	宮崎天使ママの会 (流産・死産・新生児死で赤ちゃんを亡くされた方の相談)	090-8913-4374	受付時間の決まりはありません E-mail:tensimama_miyazaki@yahoo.co.jp
19. ひとり親世帯の相談	宮崎市 子育て支援課	0985-21-1765	月～金* 8:30～17:15
20. 生活保護、生活再建に関する相談	宮崎市 社会福祉第一課・第二課 (生活保護についての相談)	0985-21-1775	月～金* 8:30～17:15
	宮崎市自立相談支援センター「これから」 (生活再建についての相談)	0985-42-9239	月～金* 9:00～17:00
21. 高齢者のこと(介護や虐待など)に関する相談	宮崎市 地域包括ケア推進課	0985-21-1773	月～金* 8:30～17:15
	宮崎市 介護保険課	0985-21-1777	月～金* 8:30～17:15
	地域包括支援センター ※担当包括支援センターにつきましては、地域包括ケア推進課にお尋ねください(65歳以上が対象)。		
22. 福祉に関する相談	宮崎市社会福祉協議会	0985-52-5131	月～金* 8:30～17:15
	宮崎市社会福祉協議会 佐土原支所	0985-36-2020	
	宮崎市社会福祉協議会 田野支所	0985-86-2017	
	宮崎市社会福祉協議会 高岡支所	0985-82-4721	
	宮崎市社会福祉協議会 清武支所	0985-55-6207	
23. 人権に関する相談	宮崎地方務局	0570-003-110	月～金* 8:30～17:15
24. 障がい者の生活に関する相談	宮崎市 障がい福祉課 (障がい福祉に関する相談)	0985-21-1772	月～金* 8:30～17:15
	宮崎市障がい者総合サポートセンター	0985-63-2688 (FAX:53-5540)	月～金* 8:30～17:15










*祝日、年末年始を除く



25. 幅広い悩みについての相談	宮崎県男女共同参画センター 相談室 (性別にかかわらず自分らしく生きるための様々な悩みについての相談)	0985-60-1822	・電話相談 月～金* 9:00～17:00 土* 9:00～16:30 ・面接相談 ※予約制 月～土 ・法律相談 ※予約制 毎月第3火 午後 ・こころ相談 ※予約制 毎月第2火 午後 ・からだ相談 ※予約制 年3回
	宮崎市男女共同参画センター ①「パレット」相談室 (配偶者などからの暴力を含む、男女共同参画に関する様々な相談) ※男性からの相談も受付けています。	0985-25-2057	・電話相談 月・水・木・金・土・日* 9:00～17:00 (受付16:30まで) ・面接相談 月・水・木・金・土・日* 9:00～17:00 ・法律相談 毎月第3水 14:00～16:30 ※面接相談・法律相談は予約制 ・メール相談 「パレット」ホームページから随時受付 https://pal-let.jp/palette.soudan/
	②性的少数者専用相談窓口 (自分自身のこと、学校・職場でのトラブルなど)	0985-22-0022	・電話相談 毎月第3日 9:00～12:00 ・メール相談 「パレット」ホームページから随時受付 https://pal-let.jp/lgbt-soudan/
	こころナビゲーション (職場・家族・人間関係・将来のことなど)	0985-24-9138	第2・4木 19:00～、20:00～ ※予約制
一般社団法人 宮崎県労働者福祉団体中央会 ライフサポートセンター宮崎	0120-397-864	・電話相談 月～金* 10:00～16:00	

26. 仲間作りについての相談	地域生活支援センターすみよし	0985-30-2524	月～金 第2・第4土* 8:30～17:15
	江南よしみ地域生活支援センター	0985-64-1033	月～土* 8:30～17:30
	NPO法人ハートム	0985-88-1103	月～金* 10:00～17:00 ※専用ダイヤルではなく業務で使用するため対応(時間等)が制限される場合があります。
	NPO法人宮崎自殺防止センター (自死遺族の集いの相談)	0985-27-5663	月～金* 8:30～17:00
	(一社)宮崎県断酒友の会 宮崎支部 (アルコール依存についての相談)	090-5026-6603	9:00～21:00
	AA(アルコール依存についての相談) AA九州・沖縄セントラルオフィス	099-248-0057	10:00～16:00 (土・日・祝日、お盆、年末年始を除く)
	宮崎ダルク(薬物依存についての相談)	0985-38-5099	13:00～16:00 月～金*

27. こころの健康に関するインターネット(ストレスチェック、メンタルヘルス情報など)	宮崎県精神保健福祉センター	相談窓口や集い・学びの場の紹介など。	http://www.seihocenter-miyazaki.com
	みやざきこころ青Tねっと (相談機関等検索サイト)	相談窓口や生きがいがいづりの場の案内など。	http://www.m-aot.net
	宮崎こころの保健室	10代の若者向け、こころの健康応援サイト。	http://miyakoro.com/
	みんなのメンタルヘルス総合サイト	こころの健康や病気、支援などに関する情報サイト。	http://www.mhlw.go.jp/kokoro/index.html

28. SNS相談(SNSで気軽に相談することができます)	NPO法人自殺対策支援センター ライフリンク			
	LINE 「生きつらびっと」 ID検索@yorisoichat		Twitter 「よりそいチャット」 アカウント@yorisoichat	
	チャット 「よりそいチャット」 			
	月・水・金: 11:00～22:30(22:00まで受付) 火・木・日: 17:00～22:30(22:00まで受付) 土: 11:00～16:30(16:00まで受付)			
	NPO法人東京メンタルヘルス・スクエア LINE・Twitter・Facebook アカウント:@kokorohotchat			
	LINE 	Twitter 	Facebook 	チャット 
毎日: 12:00～15:50(15:00まで受付) 17:00～20:50(20:00まで受付) 21:00～23:50(23:00まで受付)				
宮崎市こころつながりライン相談		チャイルドライン 18歳までの子どものチャット相談		
	毎日: 19:00～24:00(23時半まで受付) なお、下記期間は17:00～24:00(23時半まで受付) 令和5年8月18日～31日、令和6年1月4日～17日			

*祝日、年末年始を除く

令和5年7月改訂
宮崎市 健康支援課

うつ病等連携 診療情報提供書

年 月 日

先生 御侍史

紹介元医療機関名
所在地
TEL・FAX
医師氏名

1.下記の患者様について、御高診の程よろしく願いいたします。(紹介用)

患者	氏名		男・女	生年 月日	T・S・H・R 年 月 日(歳)
	住所	TEL		職業 (勤務先)	
受診主訴・ 経過及び 治療状況	うつ病等を疑う症状: 通院加療中の病気: 処方薬:				
症状 (該当するもの にチェックをつ けてください)	①睡眠障害 : <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 時々 <input type="checkbox"/> なし (<input type="checkbox"/> 入眠困難 <input type="checkbox"/> 中途覚醒 <input type="checkbox"/> 早朝覚醒 <input type="checkbox"/> 浅眠) ②食欲低下 : <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 時々 <input type="checkbox"/> なし (体重減少 : _____ か月で _____ kg減少) ③全身倦怠感 : <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 時々 <input type="checkbox"/> なし ④意欲低下 : <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 時々 <input type="checkbox"/> なし ⑤気分の落ち込み : <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 時々 <input type="checkbox"/> なし ⑥その他()				
その他 既往症等	既往歴: 家族歴:				
生活状況 ストレス状況 (該当するもの にチェックをつ けてください)	①健康: 病気 (<input type="checkbox"/> 身体的、 <input type="checkbox"/> 精神的、 <input type="checkbox"/> アルコール関連問題) ※アルコール (<input type="checkbox"/> 毎日・ <input type="checkbox"/> 時々・ <input type="checkbox"/> 飲まない) 喫煙歴 (_____ 本/日・吸わない) ②経済: <input type="checkbox"/> 生活苦(将来への不安)・ <input type="checkbox"/> 負債・ <input type="checkbox"/> 事業不振・ <input type="checkbox"/> その他() ③家庭: <input type="checkbox"/> 不和・ <input type="checkbox"/> 孤立・ <input type="checkbox"/> 離婚・ <input type="checkbox"/> 死別・ <input type="checkbox"/> 育児ストレス・ <input type="checkbox"/> 教育問題・ <input type="checkbox"/> 介護疲れ <input type="checkbox"/> その他() ④職場: <input type="checkbox"/> 過労・ <input type="checkbox"/> 離職(退職)・ <input type="checkbox"/> 異動・ <input type="checkbox"/> 職場の人間関係・ <input type="checkbox"/> その他 () ⑤その他: <input type="checkbox"/> 交際の問題・ <input type="checkbox"/> 学校内での問題・ <input type="checkbox"/> その他 ()				

※ うつスクリーニングを実施した場合、紹介先に結果を添付してください。

2.下記に精神科医の記入をお願いします。(返信用)

診察医氏名		診察年月日	年 月 日
診断名	ICDカテゴリー【 _____ 】		
病状			
治療計画 処方内容			
特記事項			

【診療報酬】

〈かかりつけ医⇒精神科医〉

《参考》

【診療情報提供料】250点

保険医療機関が、診療に基づき、別の保険医療機関での診療の必要を認め、これに対して、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に、紹介先保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り算定する。

【精神科医連携加算】200点

精神科以外の診療科を標榜する保険医療機関が、入院中の患者以外の患者について、うつ病等の精神障害の疑いによりその診断治療等の必要性を認め、患者の同意を得て、精神科を標榜する別の保険医療機関に当該患者が受診する日の予約を行った場合は、「精神科医連携加算」として、200点を所定点数に加算する。

「精神科医連携加算」については、身体症状を訴えて精神科以外の診療科を受診した患者について、当該精神科以外の診療科の医師が、その原因となりうる身体疾患を除外した後に、うつ病等の精神疾患を疑い、精神医療の必要性を認め、患者に十分な説明を行い、同意を得て、精神科を標榜する別の保険医療機関の精神科に当該患者が受診する日（紹介した1月間以内とし、当該受診日を診療録に記載する）について予約を行った上で、患者の紹介を行った場合に算定する。

【こころの連携指導料（I）】350点（月1回、初定算定から1年限度）

○算定の原則

- 施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た医療機関において、入院外の患者であって、地域社会からの孤立の状況等にあり、精神疾患が増悪するおそれがあると認められるもの又は精神科若しくは心療内科を担当する医師による療養上の指導が必要であると判明されたものに対して、診療及び療養上必要な指導を行い、当該患者の同意を得て、精神科又は心療内科を標榜する医療機関に対して当該患者に係る診療情報の文書による提起等を行った場合に、初回算定日の属する月から起算して1年を限度として、患者1人につき月1回に限り算定する。

○留意事項

- （1）精神疾患が増悪するおそれがあると認められる患者又は精神科若しくは心療内科を担当する医師による療養上の指導が必要であると判断された患者とは、SAD Persons スケール、EPDS、PHQ-9 又は K-6 等によるスクリーニングにより、精神科又は診療内科への紹介が必要であると認められる患者をいう。
- （2）診療及び療養上必要な指導においては、患者の心身の不調に配慮するとともに、当該患

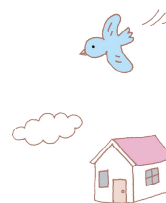
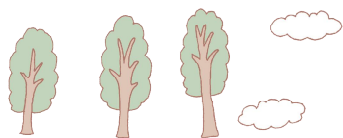
者の生活上の課題等について聴取し、その要点を診療録に記載する。

- (3) 当該患者に対する2回目以降の診療等においては、連携する精神科又は心療内科を担当する医師から提供された当該患者に係る診療情報等を踏まえ、適切な診療及び療養上必要な指導に努める。当該患者に対する2回目以降の診療録等においては、連携する精神科又は心療内科を担当する医師から提供された当該患者に係る診療情報等を踏まえ、適切な心療及び療養上の必要な指導に努める。連携する精神科又は心療内科を担当する医師に対して文書による情報提供を行うことは必ずしも要しないが、あらかじめ定められた方法で情報提供を行う。
- (4) 初回の診療等における他の保険医療機関への文書提供に係る診療情報提供料（I）は別途算定できない。
- (5) 必要に応じて、当該患者同意を得た上で、当該患者に係る上布を市町村等に提供する。

【施設基準】

- (1) 精神科又は診療内科を標榜する保険医療機関との連携体制を構築していること。
- (2) 当該診療及び療養上必要な指導を行う医師は、自殺対策当に関する適切な研修を受講していること。

- ①厚生労働大臣指定法人、(一社)いのち支える自殺対策推進センターが主催する自殺未遂者ケア研修（精神科救急版）又は自殺未遂者ケア研修（一般救急版）
- ②日本臨床救急医学会が実施するPEEC コース
- ③自殺未遂者等支援拠点医療機関整備事業で各事業所が主催する研修
- ④厚生労働大臣指定法人、(一社)いのち支える自殺対策推進センターが主催する自殺未遂者ケア研修（かかりつけ医版）



【診療報酬】

＜精神科医⇒かかりつけ医＞

【連携強化診療情報提供料】 150 点（月に 1 回又は 3 月に 1 回）

○算定の原則

- (1) 施設基準を満たす保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす他の保険医療機関から紹介された患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号 A000 に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該保険医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りでない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者 1 人につき月 1 回に限り算定する。
- (2) (1) に該当しない場合であって、注 1 に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす外来機能報告対象病院等（医療法第 30 条の 18 の 4 第 1 項第 2 号の規定に基づき、同法第 30 条の 18 の 2 第 1 項第 1 号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所として都道府県が公表したものに限る。）である保険医療機関において、他の保険医療機関（許可病床の数が 200 未満の病院又は診療所に限る。）から紹介された患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号 A000 に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該保険医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りではない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者 1 人につき月 1 回に限り算定する。
- (3) (1) (2) に該当しない場合であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、他の保険医療機関から紹介された患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号 A000 に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該保険医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りではない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者 1 人につき月 1 回に限り算定する。
- (4) (1) ～ (3) までのいずれにも該当しない場合であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、他の保険医療機関から紹介された難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項に規定する指定難病の患者又はてんかんの患者（当該疾病が疑われる患者を含む。）について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号 A000 に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該保険医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りではない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者 1 人につき月 1 回に限り算定する。

- (5) (1)～(4)までのいずれにも該当しない場合であって、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、他の保険医療機関から紹介された妊娠中の患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号A000に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該保険医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りでない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき3月に1回（別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、産科若しくは産婦人科を標榜する保険医療機関から紹介された妊娠中の患者又は産科若しくは産婦人科を標榜する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、他の保険医療機関から紹介された妊娠中の患者について、診療に基づき、頻回の情報提供の必要を認め、当該患者を紹介した他の保険医療機関に情報提供を行った場合にあっては、月1回）に限り算定する。
- (6) 診療情報提供料（I）（同一の保険医療機関に対して紹介を行った場合に限る）を算定した月は、別に算定できない。

○留意事項

- (1) 連携強化診療情報提供料は、かかりつけ医機能を有する保険医療機関、外来機能報告対象病院等（医療法第30条の18の4第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県により公表されたものに限る。）又は難病若しくはてんかんに係る専門的な外来医療を提供する保険医療機関又は産科若しくは産婦人科を標榜する保険医療機関等と他の保険医療機関が連携することで、質の高い診療が効率的に行われることを評価するものであり、他の保険医療機関から紹介された患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関等からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合に、患者1人につき提供する保険医療機関ごとに1月に1回又は3月に1回に限り算定する。
- (2) 診療状況を示す文書については、次の事項を記載し、患者又は提供する保険医療機関に交付すること。また、交付した文書の写しを診療録に添付すること。
- ア 患者の氏名、生年月日、連絡先
 - イ 診療情報の提供先保険医療機関名
 - ウ 診療の方針、患者への指導内容、検査結果、投薬内容その他の診療状況の内容
 - エ 診療情報を提供する保険医療機関名及び担当医師名
- (3) 必要に応じて、紹介元の保険医療機関が「注1」に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関であるかを確認すること。
- (4) 「次回受診する日の予約を行った場合」については、次回受診する日を診療録に記載すること。なお、予約診療を実施していない保険医療機関については、次回受診す

る日を決めた上で、次回受診する日を診療録に記載していればよい。

- (5) 次回受診する日の予約を行った上で、初診時に連携強化診療情報提供料を算定した場合は、次回受診時に予約に基づく診察による特別の料金の徴収はできない。
- (6) 「注5」については、3月に1回に限り算定する。ただし、診療に基づき、頻回の情報提供の必要性を認め、当該患者を紹介した他の保険医療機関に情報提供を行った場合に、月1回に限り算定する。
- (7) 同一の患者について、同一の保険医療機関に対して紹介を行い区分番号「B009」診療情報提供料(I)を算定した保険医療機関においては、区分番号「B009」診療情報提供料(I)を算定した月について、当該患者に対して連携強化診療情報提供料は別に算定できない。
- (8) 当該情報を提供する保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関に情報提供がわれた場合は算定できない。

【こころの連携指導料（Ⅱ）】500点（月1回、初定算定から1年限度）

算定の原則

- ・施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た医療機関において、入院外の患者であって、こころの連携指導料（Ⅰ）を算定し、当該医療機関に紹介されたものに対して、精神科又は心療内科を担当する医師が、診療及び療養上必要な指導を行い、当該患者の同意を得て、精神科又は心療内科を標榜する医療機関に対して当該患者に係る診療情報の文書による提起等を行った場合に、初回算定日の属する月から起算して1年を限度として、患者1人につき月1回に限り算定する。
- （1）当該指導料は、連携体制を構築しているかかりつけ医等からの診療情報等を活用し、患者の心身の不調に対し早期に専門的に対応することを評価したものである。
 - （2）当該患者に対する2回目以降の診療等については、当該患者を紹介した医師に対し文書による情報提供を行うことは必ずしも要しないが、あらかじめ定められた方法で情報提供を行う。
 - （3）初回診療等における他の保険医療機関への文書提供に係る診療情報提供書（Ⅰ）及び連携強化診療情報提供書の費用は、別途算定できない。
 - （4）必要に応じて、当該患者の同意を得た上で、当該患者に関する情報を市町村等に提供する。

【施設基準】

- （1）精神科又は心療内科を標榜する医療機関との連携体制を構築している。
- （2）当該医療機関内に精神保健福祉士が1名以上配置されていること。

宮崎市うつ病等医療連携システム推進事業検討委員（手引書作成委員）

石田 康	宮崎大学医学部臨床神経科学講座精神医学分野 教授
佐々木 隆	ささきクリニック 院長
直野 慶子	宮崎県精神保健福祉センター 所長
中村 究	中村クリニック 院長
槇 英俊	古賀総合病院 ストレスケア部長
宮永 省三	宮永内科クリニック 院長

(50音順)



かかりつけ医と精神科医の連携促進手引書

発行 平成28年2月 第1版
平成30年4月 第2版
令和2年4月 第3版
令和6年4月 第4版

編集 宮崎市保健所 健康支援課 こころの健康係
TEL(0985)29-5286 FAX(0985)29-5208
E-mail:10zousin@city.miyazaki.miyazaki.jp
HP:<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>